

## 設計審査会設置運用方針（案）

令和3年9月17日 作成

令和7年3月25日 改定

### 1 目的

設計審査会（以下「審査会」という。）は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する。

### 2 対象工事

審査会の対象工事は、原則、全ての工事とする。ただし、簡易な工事等は除く。

### 3 組織

#### 1) 審査会

審査会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。

①発注者【委員長】：副所長（技術：工事担当）

【委員】：副所長（技術：調査担当）、事業対策官、工物品質管理官、工務課長、工事発注担当課長、当該工事担当主任監督員等

②受注者：現場代理人、監理技術者等

※ただし、委員長の指名により、委員が委員長の代理となる事ができるものとする。また、審査会において必要と認められた場合は、委員以外の者（本局工事担当課長補佐等）の意見を求めることができるものとする。

#### 2) 事務局

審査会事務局は、当該工事発注担当課（又は当該工事担当出張所）等に設置するものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。

### 4 審査会の開催

#### 1) 審査会の開催時期

##### ①現場着手前

- ・現場着手前（準備期間内）に審査会を開催し、工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施する。
- ・工事着手にあたって、協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にするものとする。

##### ②施工中

- ・設計変更の妥当性、工事工程クリティカルパスの変更、設計変更手続きに伴う工事中止等の判断を行うにあたり審査会を構成する「発注者」、「受注者」のいずれかの発議により適時開催するものとする。
- ・審査会は、以下の事項を目安に開催するものとする。
  - （1）構造、工法、位置、断面等の重要なものの変更
  - （2）新規追加工種に係るもの（軽微なものを除く）
  - （3）変更見込金額が当初請負代金額の20%または4,000万円を超えるもの
  - （4）変更見込金額に大幅な変更（大幅な変更とは最新の契約額の30%が目安）が生じ

## るもの

- ・受注者より、開催の発議があった場合、主任監督員等に施工方法、工事目的物等の変更について協議のあった場合、速やかに開催する。
- ・受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括監督員」に文書で要請(協議)するものとする。
- ・審査会の開催協議にあたっては、事前に「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>)を確認すること。
- ・審査会の開催事務の省力化・迅速化を図るため、定期的な開催やルーチン化に向けた工夫を各事務所で行う。

## 2) 審査内容

### ①現場着手前

- ・審査会では受注者が作成した工事工程を確認し、発注者・受注者間でクリティカルパスの共有を行うこととする。その際、発注者の積算上の工事工程と受注者が作成した工事工程の照合(クロスチェック)も実施する。
- ・工事工程の照合(クロスチェック)にあたっては、差異のある工程(箇所)、およびその要因を把握し、議事録に反映することとする。
- ・発注者は、議事録を発注担当課等で共有し、工事工程の設定に反映していくものとする。
- ・維持工事など、応急作業やスポット的な作業が中心となる工事はクリティカルパスの共有、クロスチェックの実施の対象外とする。
- ・工事着手にあたって、協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にするものとする。

### ②施工中

- ・設計変更の妥当性(可・否)の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について審査を行うものとする。
- ・なお、本官工事については、本局工事担当課へ適宜判断を仰ぐこととする。
- ・審査会で必要な技術資料については、各者で作成することとする。また、審査に関わる説明は、審査会を発議した者が行う。
- ・審査内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて審査会を実施する事が出来る。
- ・工事工程クリティカルパスの変更が生じた場合には、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。工事工程の照合(クロスチェック)の取り扱いは、現場着手前と同様とする。
- ・外部要因等により工期延伸が困難な場合(供用時期の公表など)は工期の短縮を検討する。その場合は設計変更ガイドラインに基づき、適切に対応することとする。

## 3) 審査会の結果

- ・審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保持するものとする。
- ・審査会の議事録等、結果については以下のとおり報告し、設計変更の採否の決定を仰ぐこととし、発注者は、速やかに設計変更の採否を受注者に通知すること。
  - ・本官工事 → 本局工事担当課長に報告 → 設計変更の採否を決定  
→ 受注者に採否を通知
  - ・分任官工事 → 事務所長に報告 → 設計変更の採否を決定  
→ 受注者に採否を通知

ただし、本官工事の内、変更内容が以下の(1)～(3)のいずれかに該当するものは、設計変更の採否の決定前に、第三者による適正性チェックを実施するものとする。ただし、災

害による緊急作業は除く。詳細は、『「国土交通省直轄工事の契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて（試行）」の実施要領』の取扱いについて』による。

(1) 変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上（当初請負代金額の100%以上）となるもの

変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるものについては、既に指示済みのものを含め、設計変更内容について意見聴取するものとする。設計変更内容とは、今後変更を予定している内容（数量精査による変更やスライド変更等を含む）も対象となる。このため、変更見込金額の合計が当初の請負代金額未満であっても、今後対象となる可能性がある工事は、意見聴取を実施しておくことが望ましい。

(2) 工事区分の追加を行うもの

ここでいう工事区分とは、別紙の工事区分とし、別紙に記載がない工事区分が追加される場合は、追加工事内容を勘案し適切に判断するものとする。なお、工事区分の追加の判断は、積算体系上のレベル1が基本となるが、実際の工事積算時の積算体系にとらわれることなく、工事内容で適切に判断すること。

(例) 積算体系上のレベル1であるトンネル（NATM）に、レベル2から橋台工やRC橋脚工を追加する場合は対象となる。

(3) 工事場所の追加を行うもの

工事場所の追加とは、当初契約工区における起終点が変更となる場合や、当初契約工区以外の工事を追加する場合の重要なものとする。ただし、起終点の変更については、施工上の擦り付けによる変更等の軽微なものを除く。

4) 書類の簡素化

書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとし、会議の運営はプロジェクター、タブレット等を活用したペーパーレスによる開催やWeb会議等に努め、紙資料を使用する場合は必要最小限の部数で開催するものとする。

## 5. その他

本通知は、新規契約工事又は既契約工事に係わらず、令和7年4月1日以降の全ての工事に適用する。なお、特記仕様書に以下の内容を記載し、審査会の対象工事であることを明確にすること。

### 特記仕様書記載

#### 第〇〇条 「設計審査会」の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

## 6 担当窓口

設計審査会に関する内容：企画部 技術管理課 技術調整係

第三者による適正性チェックに関する内容：企画課 技術管理課 基準第一係